

品川・生活者ネットワーク区議会議員

吉田ゆみこ

品川・生活者ネットワーク幹事長●総務委員会
●オリンピック・パラリンピック推進特別委員会
●廃棄物減量等推進審議会●議会改革検討会
<http://yoshidayumiko.seikatsusha.me>



品川・生活者 ネットワーク

news no.107

- 発行/品川・生活者ネットワーク
- 発行責任者/吉田ゆみこ
- 〒140-8715 品川区広町2-1-36
- TEL03-5742-6862
- FAX03-5751-7106
- 発行日 2018年5月1日
- E-mail shinaqawa@seikatsusha.net



品川・生活者ネットワーク区議会議員
田中さやか

品川・生活者ネットワーク政調会長
●区民委員会●消防団運営委員会
<http://tanakasavaka.seikatsusha.me>



羽田超低空飛新ルートへの反対の声は日増しに大きくなっている。相次ぐ部品落下事故報道は、人口過密の都心にあっていかに無謀な計画であるかを物語っている。計画反対の請願・陳情に賛成討論を開催する田中さやか。本会議最終日、3月27日

や経済振興にこななる事業であると期待され、2017年6月に公布されました。

国の法律は最低限の規制に留まるため、東京都への届け出が開始する前に一定の規制をかけるべく「品川区民泊条例」※が急きよ議会に上程されました。

住宅宿泊事業法（以下・民泊法）は、近年増加している外国人観光客の宿泊施設の不足（八口

2018年品川区議会第1回定例会が2月21日から3月27日までの会期で開催され、会期中に設置された予算特別委員会では、子どもの最善の利益に則った保育の質の向上、情報公開の適切なあり方、高齢者・障がい者福祉などを着眼点に区の予算編成をチェック（裏面に関連記事）。予算特別委員会最終日の3月19日には総括質疑があり、品川・生活者ネットワークを代表して、田中さやかが質問に臨みました。

区議会
REPORT

品川区「民泊条例」を策定 地域や社会の理解を得られるか

呪川・生活者ネットワーク区議会議員

田中さやか

区民の生活を脅かす
超低空飛行ルートは
絶対反対！

区民委員会が昨年10月視察した大阪市では、治安面への不安軽減を図るために、滞在者名簿の義務付けや近隣への住民説明会、苦情処理の連絡体制を確保することを条例に定めました。が、調査対象施設の3分の2に上る営業者の所在が分からず、行政指導の難しさと住民の負担感が浮き彫りとなりました。

民泊条例施行
地域の状況次第では
柔軟かつ適正な改正を一

民泊法に先駆け「特区民泊」を活用した地域では、旅行者が大声で騒ぐ騒音問題やごみ問題などが発生し、住民の生活環境が乱される事態がおきています。

区の条例では年180日という法律の上限まで民泊ができる地域は、主に駅周辺の「商業地域」と「近隣商業地域」に限定されましたが、土日のみの営業は住居専用地域でも許可されるといふものです。

A photograph showing a group of children sitting at long tables in a large, modern hall. The children are wearing face masks and are focused on their meals. The hall has wooden paneling on the walls and recessed lighting in the ceiling.

本会議を傍聴する子ども連れのママたち。10分も経たないうちに騒ぎだした子どもたち。宿題のない春休み、知っている子同士ならなおさら遊びたい！「ようがないよね」と新子ルームへ移動。母親たちはインターネット中継で区議の討論を視聴。皆さん子連れ駆け撃ち。せっかくなので、3月27日。

されるのか、不安を抱かざるを得ません。民泊事業は新たなビジネスモデルであり、そのため半年後の見直しを条例に付帯・明記した自治体もあります。品川区も、事業の状況に応じて、柔軟に必要な改正を行うことが必要であると、生活者ネットワークは提起

(脚注)※品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

「いうメリット」が存在するとは到底容認できないと主張しました。品川区は地方公共団体として、地方自治の本旨に則り、国策として理解するというような他人事の態度ではなく、市民の命や日常生活の安心・安全をこそ守るために、「都心超低空飛行ルート案」に対し明確に撤回を表明すべきです。

仮定の話だと読み取ることは困難です。また、区が国交省との交渉記録を残していないため、「仮定の話で容認してはいない」「メッセージがほしい」という発言を覆す根拠は全くなく説得力は皆無です。

「ありがたい」という驚愕の区長の発言が示されています。

予算特別委員会で、濱野区長が国土交通省へ出向き2016年4月と5月に、羽田新飛行ルート案を容認したとも取れるやり取りを行つていたことが国土交通省の来省記録から明らかとなりました。2回目の訪問とされる5月の記録には、「インフラ、空き家対策など品川区に目を向けている」というメッセージがあると



品川・生活者
ネットワーク
NEWS No.107
2018.5/1

2018.5/1



ソメイヨシノ(基準木)で放射能等の影響を調査。2011年福島原発事故以降、サクラ調査を継続している。ガク異常、花弁の奇形など今年も確認された。浜川公園。3月28日



田中さやかの討論後に、羽田低空飛行ルート挽回を求める請願が採決された。ネット・共産・無所属品川・無所属と、賛成少数ではあるが12名が起立。区議会として民の命を守る判断に工つことを求めた。3月27日



品川総がかり行動実行委員会と戦争させない
1000人委員会東京南部が共催する市民アピール行動で、我が子の「せんうはんないひいわが
だいすき」のメッセージを掲げ、マイクを持つ田中さ
やか区議。大井町イトヨーカードー前 2018.3.10



議会報告駅頭集会で国保制度の変更や保育の質の確保について、区の現状を報告。大井町駅前、4月3日

■吉田ゆみこ条例賛否

第1回定例議会（2月21日～3月27日）では、区長提案の条例議案29件、契約議案1件、事件議案3件を審議。予算特別委員会が設置され、2017年度の最終補正予算と2018年度の予算を審議した。

最終的にはすべての議案が原案通り可決されたが、品川・生活者ネットワークは以下4件に反対した。

- #### ●「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」

改正する案例」
(反対理由) 保育園・小学校の用務職員を減らす内容が改正案には含まれており、保育の質の向上のために保育士が保育の仕事に専念できる体制づくりが必要という品川ネットの主張に反するものである。他にも人にきめ細やかな対応が求められる部署に充分な人の配置が見られず、反対した。

- 「品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

(反対理由) 本改定案は東京都の都市計画決定を受けての品川区の条例改定だが、その中の大崎駅西口に相応しいまちづくりはどうあるべきか?という区の想いが明確に欠落している

- ### ●「品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例」

一部を改正する条例」
(反対理由) 本改定の方向性は、国民健康保険事業会計への一般財源からの繰り入れを段階的に解消するなど保険料の値上げにつながり、結果として皆保険制度の維持をうたいながら無保険者を生み出すしくみになることが強く懸念される。

- 「国民健康保険事業会計」(反対理由)予算特別委員会に示された2018年度本事業会計は、上記の「品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例」による改正を前提としているため、反対した。

■編集後記／東京都「迷惑防止条例」改正案が第1回定例都議会に上程され、真っ当な審査過程も経ずに成立した。今回の改正で問題なのは、「つきまとい行為等」に「みだりにうろつくこと」「監視していると告げること」などを追加したこと。警視庁は「政治・組合活動、報道などは対象にならない」と抗弁するが、運用者の裁量によって拡大解釈され、警察の介入を容易にすることが危惧される。そもそも、なぜいま規制行為を追加する必要があるのか?生活者ネットは、市民の自由な活動を制限しかねない条例改正には断固反対した。(八木)



百害あって一利ニアなし！

JR東海の不充分な環境影響評価のまま2014年国土交通省が工事認可を出した「リニア中央新幹線」計画。不条理極まる工事が、沿線の1都5県で今、まっ進行している。長野県土産

「都」の県ごと少しづつ進行している。長野県大鹿村では発破による土砂崩れが地元住民の生活道路を奪った。岐阜県瑞浪市ではトンネル斜坑掘削地から基準の3倍を超えるヒ素が検出された。山梨県笛

吹市では実験線の敷設で沢の水枯れが起きている。工事認可を不服とする沿線住民の738人が原告となり「ストップ!リニア訴訟」が現在進行中で、さる3月23日には品川ー名古屋間の原告の最後の意見陳述があった。残る3回の口頭弁論では、被告の国が原告の主張に対する反論を行う。

大手ゼネコン談合事件の報道以前は、リニア中央新幹線への認知度は高くはなかったが、案の

定、計画は不正行為の温床であったことから衆目を集めようになつた。東京都は大成建設と鹿島の幹部逮捕を受けて2つのゼネコンを2カ月から最長で1年半の受注指名停止処分を行つた。他方JR東海は、大手ゼネコンが受注した工事はそのまま引き続き4社に任せるとして、工事を強引に進める姿勢を崩さない。

都内ルートは地上に住む住民への保障など必要な地下40メートルを掘り進むトンネル工事。「大深度地下トンネルについてまだ関心が薄いが、一旦掘ってしまったら取り返しがつかない」と原告弁護団は警告する。品川区では大深度法によるトンネル工事の説明会が5月10日大井町きゆりあん8階で開催される。ぜひ関心を持って参加いただきたい。(原告団メンバー 井上八重子)

ストップ！
リニア訴訟
進行中